

令和2年5月12日

保護者の皆様

日光市立落合東小学校長 坂井 清貴

臨時休校に伴う給食費の対応について

日頃より、本校の教育について御理解・御支援いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休業に併せて、学校給食も実施していない状況です。このため、別紙写しのとおり、日光市の方針として、給食費については予定どおり徴収しますが、年度末に調整することとなりました。

本校においても、市の方針どおり実施いたしますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務連絡

令和2年4月17日

市内学校給食施設長 様



学校教育課長 和気 一夫

臨時休校に伴う給食費の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市内小中学校が4月13日から臨時休校となり、学校給食は実施しないことになりました。

日光市の給食費は年間200日前後を想定し、年間金額を12月で均等割りをして徴収しているため、月の給食実施回数での徴収は原則しておりません。

そこで、学校給食費につきましては、下記のように対応をお願いいたします。

記

1. 徴収額
4月については給食費全額徴収
(夏季休業中と同様の扱いとなります。)
2. 給食回数減の対応
年度末に調整
学校(施設)の実情に合わせて対応ください
・3月分の徴収金額を減額する
・決算報告後に返金する
3. その他
給食実施回数が大幅に減になった場合は、年間給食費の減額は必要であると考えられますので、給食費の管理には十分に留意してください。

学校教育課 学校教育係

担当：海老原

TEL 0288-21-5167